

議案第三十五号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「又は寡夫」を「、寡夫又は单身児童扶養者」に改める。

第二十条の二第一項中「においては」を「には」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第二項中「第三百十四条の七第二項」を「第三百十四条の七第十一項」に改める。

第二十二条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第十条第一号に掲げる者は、第二十条の二第一項(同項第二号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、三月十五日

までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。

7 第一項又は第五項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第九十条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第一項の申告書を提出するときは、法第三百十七条の二第一項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第二十三条の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第二十三条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二十三条の五第一項」を「第二十三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの若しくは単身児童扶養者であるもの」を加え、「同項の」を「所得税法第二百三条の六第一項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第二十三条の三第二項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に改める。

第二十四条第一項中「によつて」を「により」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第三条中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「平成四十三年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「附則第五条の四の二第六項（同条第九項）」を「附則第五条の四の二第五項（同条第七項）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第二項とする。

付則第三条の六中「第三百十四条の七第二項第二号」を「第三百十四条の七第十一項第二号」に改める。

付則第四条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

付則第五条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第一項中「によつて」を「により」に、「第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区

の長（次項及び第三項において「都道府県知事等」という。）に改め、同条第二項及び第三項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

付則第五条の二中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

付則第六条第一項中「法附則第三十条第一項」を「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第三十条第一項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同項の表中「第三十八条第一項第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「附則第三十条第六項第一号及び第二号」を「附則第三十条第二項第一号及び第二号」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第二号イ	三千九百円	千円
	六千九百円	千八百円

付則第六条第六項を同条第二項とし、同条第七項中「附則第三十条第七項第一号及び第二号」を「附則第三十条第三項第一号及び第二号」に改め、「以上の軽自動車」の下に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

	一万八百円	二千七百円
	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

第二号イ	三千九百円	二千円
	六千九百円	三千五百円
	一万八百円	五千四百円
	三千八百円	千九百円
	五千円	二千五百円

付則第六条第七項を同条第三項とし、同条第八項中「附則第三十条第八項第一号及び第二

号」を「附則第三十条第四項第一号及び第二号」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「第五項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第二号イ				
	三千九百円	三千円		
	六千九百円	五千二百円		
	一万八百円	八千百円		
	三千八百円	二千九百円		
	五千円	三千八百円		

付則第六条第八項を同条第四項とし、同条第九項「第三項から前項まで」を「前各項」に、「付則第六条第三項から第八項まで」を「付則第六条第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第五項とする。

付則第六条の二第一項中「前条第三項から第九項まで」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

付則第十一条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

付則第十五条第一項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

（港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年港区条例第五十号）の一部を次のように改正する。

付則第五条第二項第三号中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第十四項の表第五項の部平成二十八年五月二日の項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同表第六項の部平成二十八年九月三十日の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十九年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

付則第二条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち付則第五条の二の次に五条を加える改正規定を次のように改める。

付則第五条の二の次に次の五条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第五条の三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第三節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、三輪以上の軽自動車は法第四百四十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第五条の五の規定により読み替えられた第三十七条の六第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに係るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされ

た法第六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第三項の規定の適用がある場合における第八条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第五条の三第三項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第五条の四 当分の間、第三十七条の二の規定にかかわらず、東京都が法第四百四十八条第二項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 法第四百五十一条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（付則第五条の七第三項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第三十七条の二の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

3 区長は、当分の間、第三十七条の八の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第五条の五 第三十七条の六の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第五条の六 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第五条の七 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号

百分の一

百分の〇・五

第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十七条の四（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第三十七条の四（第二号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

第一条のうち付則第六条の見出しの改正規定及び同条第一項の改正規定を次のように改める。

付則第六条を次のとおり改める。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)(イ)	六千九百円	八千二百円
第二号イ(3)(ロ)	一万八百円	一万二千九百円
	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

2

法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)	三千九百円	千円
---------	-------	----

第二号イ(3)イ		六千九百円	千八百円
第二号イ(3)ロ		一万八百円	二千七百円
五千円	三千八百円	千円	千三百円

法附則第三十条第三項第一号及び第二号に掲げる法第四百四十六條第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)		三千九百円	二千円
第二号イ(3)イ		六千九百円	三千五百円
一万八百円			五千四百円

第二号イ(3)ロ		三千八百円	千九百円
五千円			二千五百円

4 法附則第三十条第四項第一号及び第二号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号イ(2)		三千九百円	三千円
第二号イ(3)イ		六千九百円	五千二百円
		一万八百円	八千円
第二号イ(3)ロ		三千八百円	二千九百円
五千円			三千八百円

5 前各項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第一条のうち付則第六条第三項から第九項までを削る改正規定を削り、第一条のうち付則第六条の二を削る改正規定を次のように改める。

付則第六条の二（見出しを含む。）中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加える。

付則第一条第四号中「同条例付則第六条第一項の改正規定並びに同条例付則第六条第三項から第九項まで及び第六条の二を削る改正規定」を「同条例付則第六条及び第六条の二（見出しを含む。）の改正規定」に、「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第六号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第八号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

付則第二条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

付則第三条第一項及び第二項中「平成三十一年新条例」を「令和元年新条例」に改め、同

項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

付則第七条第一項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十二年新条例」を「令和二年新条例」に改める。

付則第九条第一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十三年新条例」を「令和三年新条例」に改める。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）から第四条まで並びに次条及び付則第五条の規定 公布の日
- 二 第一条中港区特別区税条例第二十二条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第

五項の次に二項を加える改正規定並びに第二十三条の二、第二十三条の三及び第二十四条
第一項の改正規定並びに付則第三条の規定 令和二年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条の改正規定及び付則第四条の規定 令和三年一月一
日

(区民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下
「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税に
ついて適用し、平成三十年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の二並びに付則第三条の六及び第五条の二の規定は、令和二年度以後の年
度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。
3 新条例第二十条の二第一項及び付則第五条の二の規定の適用については、令和二年度分の
区民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条の二第一項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号 に掲げる寄附金(令和元年六月一日前に支 出したものに限る。)
-----------	-----------	--

付則第五条の二

<p>特例控除対象寄附金</p>	<p>送付</p>
<p>特例控除対象寄附金又は法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）</p>	<p>送付又は港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第 号）付則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第一条の規定（付則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の港区特別区税条例付則第五条第三項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付</p>

4

新条例付則第五条第一項から第三項までの規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年六月一日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第三条 付則第一条第二号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（次項及び第三項において「令和二年新条例」という。）第二十二條第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、

同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 令和二年新条例第二十三条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき港区特別区税条例第二十二条第一項に規定する給与について提出する令和二年新条例第二十三条の二第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 令和二年新条例第二十三条の三第一項の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

第四条 付則第一条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、新条例の施行の日以後に取得された三輪

以上の軽自動車に対して課する軽自動車税について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。